

第4章 参考資料

1 環境行政年表

年 度	徳 島 市	国 ・ 徳 島 県
昭和 42 年	・公害関係事務が、保健衛生部衛生課の所掌となる	・公害対策基本法公布（国） ・徳島県公害防止条例を制定（県）
昭和 43 年	・公害関係事務が、簡易なものは民生部市民生活課、その他のものは総務部企画課の所掌となる	・大気汚染防止法、騒音規制法公布（国）
昭和 44 年	・徳島市公害防止条例制定 ・公害関係事務が、民生部市民課市民相談室の所掌となる ・民生部市民生活課に公害対策室を新設	
昭和 45 年		・公害紛争処理法公布（国） ・徳島県公害紛争処理条例を制定（県） ・水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布（国）
昭和 46 年		・悪臭防止法公布（国） ・環境庁発足（国）
昭和 47 年	・保健衛生部に公害対策課を新設 ・徳島県公害防止条例の騒音関係事務が市へ委任	・公害等調整委員会設置法公布（国） ・県自然環境保全条例を制定（県）
昭和 48 年		・瀬戸内海環境保全臨時措置法公布（国）
昭和 49 年	・9 企業と公害防止協定を締結	
昭和 51 年		・振動規制法公布（国）
昭和 53 年	・徳島化製事業協及び岸小三郎と公害防止協定を締結	・瀬戸内海環境保全臨時措置法が瀬戸内海環境保全特別措置法に（国）
昭和 62 年	・水質汚濁防止法の政令市指定 ・徳島県公害防止条例の水質関係事務が市へ委任	
昭和 63 年	・公害対策課から環境保全課に課名変更 ・徳島市未規制事業場排水対策指導要綱を制定	・徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例を制定（県）
平成 3 年	・水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域指定	
平成 4 年		・徳島県環境影響評価要綱告示（県）
平成 5 年		・環境基本法公布、施行（国）
平成 6 年		・環境基本計画を策定（国）
平成 8 年	・睦技研㈱と公害防止に関する覚書を締結	
平成 9 年		・環境影響評価法公布（国）
平成 10 年		・地球温暖化対策の推進に関する法律公布（国）
平成 11 年		・徳島県環境基本条例を制定（県） ・ダイオキシン類対策特別措置法公布（国）
平成 12 年	・県事務処理の特例に関する条例に基づき、専用水道に関する事務が市へ委任	・循環型社会形成推進基本法、グリーン購入法公布（国） ・徳島県環境影響評価条例を制定（県）

年 度	徳 島 市	国 ・ 徳 島 県
平成 13 年	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島市エコオフィスプランを策定 ・徳島市ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例を制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省発足（国） ・PCB 処理特別措置法、フロン回収破壊法公布（国）
平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島市環境基本計画を策定 ・徳島市環境基本条例を制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法公布（国） ・自動車リサイクル法公布（国）
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎南館屋上に太陽光発電システムを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布（国） ・環境首都とくしま憲章の策定（県）
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装ごみの分別収集を開始 ・ISO14001 認証取得（市役所本庁舎） ・徳島市新エネルギービジョンを策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布（国） ・とくしま地球環境ビジョンの策定（県） ・徳島県生活環境保全条例の制定（県）
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量徳島市民大作戦を開始 ・アスベスト使用実態調査を実施 ・徳島市エコオフィスプランを改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画の策定（国） ・徳島県環境学習推進方針を策定（県） ・とくしま地球環境ビジョン（行動計画編）の策定（県）
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島市地球温暖化対策推進計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画（第 3 次計画）を策定（国）
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の ISO14001 認証を更新 ・徳島市環境リーダーが中心となった「徳島市 eco リーダー会」が発足 ・廃食用油の資源回収を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律公布（国） ・京都議定書目標達成計画を全部改定（国）
平成 20 年	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海環境保全特別措置法に関する事務が市へ委任 ・EA21 自治体イニシアティブプログラム実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地球温暖化対策推進条例の制定（県）
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次徳島市環境基本計画の策定に着手 ・緑のカーテンモデル事業を実施 ・大塚製薬(株)との環境保全協定を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001 を返上し、独自の環境マネジメントシステムを導入（県） ・徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度の開始（県）
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次徳島市環境基本計画を策定 ・徳島市エコオフィスプランを改定 ・本庁舎の ISO14001 認証を更新 ・住宅のエコ対策支援事業を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境首都とくしま創造センター「エコみらいとくしま」がオープン（県）
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の ISO14001 認証を返上し、独自の環境マネジメントシステム構築作業を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県地球温暖化対策推進計画を策定（県） ・自然エネルギー立県とくしま推進戦略を策定（県）
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ・とくしまエコマネジメントシステムの運用開始 ・第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画の策定に着手 ・第 2 次一括法により騒音・振動・悪臭に関する権限の一部が市に移譲 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画（第 4 次計画）を策定（国）
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画の策定作業(市民会議の開催) ・うちエコ診断事業を開始 ・第 2 次一括法により専用水道、簡易専用水道に関する権限の一部が市に移譲 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県第 2 次環境基本計画を策定（県）

年 度	徳 島 市	国 ・ 徳 島 県
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 次徳島市生活排水対策推進計画を策定 ・ 第 2 次徳島市地球温暖化対策推進計画を策定 ・ 徳島市エコステーションを開設 ・ 事業用大型生ごみ処理機購入費等補助金交付事業を開始 ・ 廃蛍光管リサイクル推進事業を開始 ・ 小規模受水槽水道及び飲用井戸に関する事務が市へ委任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境首都とくしま・未来創造憲章の制定（県） ・ フロン排出抑制法公布（国）
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島市エコオフィスプランを改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然エネルギー立県とくしま推進戦略～「環境首都・新次元とくしま」の実現へ～を策定（県） ・ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」キャンペーンを開始（国） ・ スマート社会とくしま構想を策定（県） ・ 気候変動の影響への適応計画を策定（国） ・ パリ協定締結（国）
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備設置者に対するアンケート調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律を改正（国） ・ 地球温暖化対策計画を策定（国） ・ 徳島県気候変動適応戦略を策定（県） ・ 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の施行（県）
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども環境リーダー認定事業を開始 ・ 「COOL CHOICE」に賛同 ・ 東亜合成㈱との環境保全協定を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境首都とくしま創造センター「エコみらいとくしま」事務所移転（県）
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーボン・マネジメント強化事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本計画（第 5 次計画）を策定（国） ・ 気候変動適応法公布（国）
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害試験室を中央浄化センターに移転 ・ 第 3 次徳島市環境基本計画の策定に着手（市民会議の開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を策定（国） ・ 第 3 次徳島県環境基本計画を策定（県） ・ 「2050 年温室効果ガス実質排出ゼロ」を宣言（県） ・ 徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）を策定（県）
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次徳島市環境基本計画（第 3 次徳島市地球温暖化対策推進計画）を策定 ・ 徳島市エコオフィスプランを改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2050 年温室効果ガス実質排出ゼロ」を宣言（国） ・ 徳島県気候変動対策推進計画（適応編）を策定（県）
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民環境部が市民文化部と環境部に分割 ・ 企画政策部企画政策課に SDGs 推進室を新設 ・ とくしまエコマネジメントシステムを改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減、さらに 50%削減に向けて挑戦を続けることを表明（国） ・ 地球温暖化対策計画を改定（国） ・ 徳島県版・脱炭素ロードマップを策定（県）
令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島市が「SDGs 未来都市」に選定 ・ 徳島市 SDGs 未来都市計画を策定 ・ 第 3 次徳島市生活排水対策推進計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律を改正（国）

2 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

(公共用水域) ※備考：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

② 生活環境の保全に関する環境基準

(河川) ※湖沼を除く

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1 以下	25 以下	7.5 以上	20 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	2 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0～8.5	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0～8.5	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニル フェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及び その塩 (mg/L)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

(海域)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8~8.3	2以下	7.5以上	300以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8~8.3	3以下	5以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0~8.3	8以下	2以上	—	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利水目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.2以下	0.02以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.3以下	0.03以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6以下	0.05以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1以下	0.09以下

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニル フェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及び その塩 (mg/L)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006以下

エ

項目 類型	水生生物が生育・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量 (mg/L)
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

(3) 地下水質の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

(4) 水浴場の判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (または 1m 以上)
	水質 A	100 個/100ml 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (または 1m 以上)
可	水質 B	400 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満～ 50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満～ 50cm 以上
不適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満

(5) 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	検液 10 につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。	1,2-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.04mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液 10 につき 1mg 以下であること。
有機燐	検液中に検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	検液 10 につき 0.006mg 以下であること。
鉛	検液 10 につき 0.01mg 以下であること。	トリクロロエチレン	検液 10 につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 10 につき 0.05mg 以下であること。	テトラクロロエチレン	検液 10 につき 0.01mg 以下であること。
砒素	検液 10 につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	1,3-ジクロロプロパン	検液 10 につき 0.002mg 以下であること。
総水銀	検液 10 につき 0.0005mg 以下であること。	チウラム	検液 10 につき 0.006mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液 10 につき 0.003mg 以下であること。
PCB	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液 10 につき 0.02mg 以下であること。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	ベンゼン	検液 10 につき 0.01mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 10 につき 0.02mg 以下であること。	セレン	検液 10 につき 0.01mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 10 につき 0.002mg 以下であること。	ふっ素	検液 10 につき 0.8mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 10 につき 0.004mg 以下であること。	ほう素	検液 10 につき 1mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.1mg 以下であること。	クロロエチレン	検液 10 につき 0.002mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 10 につき 0.05mg 以下であること。		

(6) 騒音・振動に係る環境基準・要請限度

① 騒音に係る環境基準

地域の類型		類型 AA	類型 A	類型 B	類型 C		
環境基準	昼間	6:00～22:00	50 デシベル以下	55 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	
	夜間	22:00～6:00	40 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	
	道路に面する地域	区 分		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	車線を有する道路に面する地域	
		昼間	6:00～22:00		60 デシベル以下	65 デシベル以下	65 デシベル以下
		夜間	22:00～6:00		55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次の基準値を適用する。 昼間：70 デシベル以下 夜間：65 デシベル以下 備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。							
指定地域	類型 AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域					
	類型 A	第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域					
	類型 B	第 1・2 種住居地域、準住居地域					
	類型 C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域					

② 自動車騒音の要請限度

区 分		a 区域		b 区域		c 区域
		1 車線	2 車線以上	1 車線	2 車線以上	1 車線
昼間	6:00～22:00	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	75 デシベル	75 デシベル
夜間	22:00～6:00	55 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	70 デシベル	70 デシベル
また、上記の区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度値を用いる。 昼間：75 デシベル 夜間：70 デシベル						
区域区分	a 区域	第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域				
	b 区域	第 1・2 種住居地域、準住居地域				
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域				

③ 道路交通振動の要請限度

区 分		第1種区域	第2種区域
昼 間	07:00～19:00	65 デシベル	70 デシベル
夜 間	19:00～07:00	60 デシベル	65 デシベル
区域区分	第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	
	第2種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	

(7) ダイオキシン類に係る環境基準

区分	大気	水質 (水底の底質を除く)	水底の底質	土壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (年平均値)	1pg-TEQ/l以下 (年平均値)	150pg-TEQ/g 以下	1,000pg-TEQ/g 以下

- (備考) 1 pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム
- 2 TEQ (ティー・イー・キュー) : 2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施する。

3 用語説明

【あ行】

○悪臭物質

特有のにおいを持つ化合物は40万種にも達するといわれているが、悪臭を発生する物質を化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物のほか、低級脂肪酸などがあげられる。悪臭防止法では22の物質を規制物質（特定悪臭物質）として定めている。

○アスベスト（石綿）

熱や摩擦、酸やアルカリに強く切れにくい等、丈夫で変化しにくいという特性を持つ、天然の鉱物繊維。飛散したアスベストを吸引すると組織に刺さり、15年～40年の潜伏期間を経て、悪性中皮種などの病気を引き起こす恐れがある。

○硫酸酸化物（SOx）

二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）などの硫黄と酸素の化合物の総称。石油や石炭などの化石燃料が燃焼することにより発生し、大気汚染や酸性雨の原因となる。

○一般環境大気測定局

住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するために設置される。硫酸酸化物、窒素酸化物など大気汚染物質について24時間連続測定による常時監視を行っている。徳島市には4局設置されている。

○うちエコ診断

資格試験に合格した専門の診断士（うちエコ診断士）が受診家庭の年間エネルギー使用量などの情報をもとにライフスタイルに合わせた省エネ、省CO₂対策を提案するもの。このことにより、受診家庭の効果的なCO₂排出削減行動に結びつけることにつながる。

○エコアクション21

環境省が作成した、主に中小企業を対象に省資源・省エネルギー、廃棄物削減、事故等による環境リスクの未然防止を行う手順を定めた環境経営システム。

○汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合のこと。

○温室効果ガス

大気中の二酸化炭素などは、太陽の光エネルギーを通す一方、地表面から放射される赤外線を吸収するため、大気温度を上昇させる作用を持っている。こうした気体を温室効果ガスという。京都議定書第一約束期間（2008～2012年）では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）の6物質が対象とされ、第二約束期間（2013～2020年）では、三フッ化窒素（NF₃）が追加された。

【か行】

○海洋プラスチック

ビニール袋やペットボトル、使い捨て容器等のごみが、風や雨などにより河川や海に流れ込んでしまったもの。海洋プラスチックは時間が経つにつれ劣化し、次第に小さくなることでマイクロプラスチックとなる。海洋プラスチックは海洋の環境を汚染するだけでなく、海の生態系にも影響を与えるとされている。

○合併処理浄化槽

し尿のほか、台所、風呂、洗濯などの生活排水を併せて処理する施設。関係法令の改正により、現在では合併処理浄化槽のみを浄化槽として扱っているため、し尿だけを処理する単独処理浄化槽は設置ができなくなるとともに、合併処理浄化槽への転換が進められている。

○環境影響評価（環境アセスメント）

環境に大きな影響を及ぼす事業について、その事業の実施にあたり、あらか

じめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、適正な環境配慮を行うこと。

○環境家計簿

家庭での電気やガス、水道などのエネルギー使用量やゴミの量などを集計して、二酸化炭素排出量を計算し、各家庭が環境にどの程度の負荷を与えているかを知ることができるように設計された家計簿。

○環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたとしても、すぐに健康に悪い影響が表れるものではない。

○環境基本法

環境保全に関する多様な施策を総合的・計画的に進めていくため「公害対策基本法」に代わる新たな法的枠組みとして、平成5年に制定された。

環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

○環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業のこと。

○環境マネジメントシステム

組織が環境をよくするため Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより環境に

与える影響を継続的に改善する仕組み。国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）が制定した国際規格である ISO14001 や環境省が作成した中小企業向けのエコアクション21などが例として挙げられる。

○貴重種

様々な要因により、絶滅の危険性にある生き物のこと。環境省や徳島県のレッドデータブックなどに位置づけられた生き物を指す。

○グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

○公害

環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じることと定義されている。

○公害防止協定

公害防止の一つの手段として、地方公共団体又は住民と企業との間に締結される協定。法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標の設定、具体的な公害対策の明示などについて定める。

○光化学オキシダント

工場、事業所や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類などが、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こしてつくられるオゾンなどの酸化性物質の総称。高濃度になると、眼やのどの刺激や呼吸器への影響を及ぼす。

○公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域及びこれらに接続する灌漑用水路等のことで、公共下水道等の終末処理場に接続している下水道などを除いたものをいう。

【さ行】

○再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力などの自然エネルギーや廃棄物の焼却に伴う熱エネルギーなど、繰り返し利用が可能なエネルギーのこと。

○ジクロロメタン

有機塩素化合物の一種で、強く甘い芳香を有する揮発性の無色透明の液体。主な用途は、塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤など。人への健康影響として麻酔作用などがある。

○循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。「循環型社会形成推進基本法」では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

○省エネ診断

第三者が建物やビルなどで利用されている空調設備、照明器具、受変電設備、制御設備などの稼働状況やエネルギー使用量などの調査を行い、各建物にあった省エネルギー手法を提案するもの。

○食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発生した食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。

○生活環境の保全に関する環境基準

生活環境を保全するために、pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛の10項目（生活環境項目）について基準値が設定されている。生活環境

項目の基準値は、河川、湖沼、海域の各公用水域について、それぞれの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに、該当する水域名を指定することにより設定される。

○生活騒音

飲食店などの営業騒音、拡声器使用の商業騒音、家庭の電化製品や楽器、ペットの鳴き声などが原因の騒音を総称している。

○全窒素、全燐

水中の窒素及び燐の濃度が上昇すると富栄養化が進み透明度の低下、水道水の異臭味などの利水上の障害が生じ、更には赤潮、アオコ等が発生する原因となる。

【た行】

○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBの3種の物質の総称。主に廃棄物の不適切な焼却などが原因で非意図的に発生する物質で、発がん性や生殖毒性などが指摘されている。

○太陽光発電システム

自然エネルギーを利用した発電方法のうち、太陽光を利用した発電方法のこと。太陽の光エネルギーを直接電気に変換し、電力として使用する。パワーコンディショナー、太陽電池モジュール、分電器等で構成される。

○脱炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量との均衡を達成する、持続可能な社会のこと。

○地産地消

地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）を、その地域で消費すること。輸送に伴う環境への負

荷を抑制する効果がある。

○窒素酸化物

一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)などの窒素と酸素の化合物の総称。物が燃えると発生し、大気汚染や酸性雨の原因となる。

○低公害車

窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素などの大気汚染物質の排出が少なく、自然環境への負荷が少ない自動車。電気自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、燃料電池自動車などがある。

○電気自動車等充給電設備 (V2H)

電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)への充電、並びに、EVやPHVから家などの建物へ給電ができる装置。この給電の機能は、停電時などにEVやPHVに貯めた電気を非常用電源として使用できるため、災害対策にも役立つ。

○特定建設作業

建設工事で行われる作業のうち、著しく騒音・振動を発生するとして政令で指定した作業をいう。騒音規制法では杭打ち機や削岩機、ショベルカーなどを使用する8種類の作業を、振動規制法ではブレーカーなどを使用する4種類の作業を指定している。

○トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

金属機械部品の脱脂洗浄やドライクリーニングの洗浄剤として利用されている有機塩素系化合物の溶剤である。水に溶けにくく、分解されにくいことから、この溶剤による地下水汚染が全国的に問題となっている。

【な行】

○ノルマルヘキサン抽出物質

ノルマルヘキサンに溶ける油分等のこと。

【は行】

○パリ協定

2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定。地球温暖化対策に先進国、発展途上国を問わず、すべての国が参加し、世界の平均気温の上昇を産業革命前の2°C未満(努力目標1.5°C)に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とするもの。

○ヒートアイランド

都市部における空調機器の人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などが原因となり、その周辺の郊外部に比べて高温を示す現象。夏季は熱中症の増加や不快さの増大、冬季は感染症を媒介する生物の越冬など住民の健康や生活、自然環境への影響が挙げられ、問題視されている。

○微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粒子状物質のうちでも特に粒径の小さい粒径2.5マイクロメートル以下をいう。粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

○人の健康の保護に関する項目

人の健康を保護するために、カドミウム、シアン、六価クロム、総水銀等の27項目(健康項目)について基準値が設定されている。有害物質ともいう。

○浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が、10マイクロメートル(1000分の1mm)以下のものをいう。

○閉鎖性水域

地形等により水流の出入りが悪い内湾、湖沼等の水域をいう。

○ベンゼン

揮発性が非常に高く、特徴的な芳香を

もつ無色透明の液体。化学工業製品、農薬、医薬品など各種の有機化合物の合成原料や溶剤、抽出剤として用いられている。人への健康影響として、造血機能を阻害する作用がある。

【ま行】

○緑のカーテン

夏の暑いときに日当たりのよい窓の外を、つる性の植物(ゴーヤー、ヘチマ、アサガオなど)でカーテンのように覆うもの。建物への日差しをさえぎったり、葉から出る水蒸気で涼しい風を室内に呼び込んだりすることで、冷房の使用を抑制し、夏のエネルギー使用量を減らすことができる。

【や行】

○要請限度値

市町村長は、道路交通騒音及び道路交通振動規制の測定値が、ある一定の数値を超過し、道路沿いの生活環境が著しく悪化していると認められる時は、道路管理者や都道府県公安委員会に対して騒音(振動)低減策を講じるよう要請できる。この超過限度値を要請限度といい、車線数や沿道の土地利用状況により、それぞれ限度値が定められている。

【ら行】

○レッドリスト(レッドデータブック)

環境省が、日本の絶滅のおそれのある野生生物種についてまとめ、リスト化したもの。都道府県も独自に作成しており、「徳島県版レッドリスト(レッドデータブック)」は、平成13年3月に発行され、平成22年度に鳥類、平成23年度に哺乳類、平成25年度に昆虫類、両性類、爬虫類、その他の無脊椎動物、平成26年度には汽水・淡水魚類、維管束植

物が改訂されている。

【その他】

OBEMS

Building Energy Management System (ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム)の略で、ビルエネルギー管理システムのことを指す。電力使用量の見える化、機器の制御、デマンドピーク抑制の3つの機能がある。

OCOOOL CHOICE

脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す、政府が推進する国民運動のこと。

ODO(溶存酸素量)

水中に溶けている酸素量のこと。溶存酸素は、水の浄化作用や水中生物にとって不可欠なものであり、数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

OHEMS

Home Energy Management System (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)の略。家庭内で使用している電気機器の使用量や稼働状況等を「見える化」し、エネルギー使用状況を把握することで、消費者が自らエネルギーを管理するシステム。このことによりエネルギー消費に対する意識が高まり、家庭内の省エネやCO₂の排出削減につながる。

OLED(発光ダイオード)

発光ダイオードは電気を流すと発光する半導体の一種で、省電力、長寿命、高輝度であるため、交通信号灯や景観照明だけでなく、家庭での照明への利用が進んでいる。

OPCB(ポリ塩化ビフェニル)

電気絶縁油、感圧紙など様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性で

あり、生物に蓄積しやすく、かつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止、製造及び輸入が原則禁止されている。

○pH（水素イオン濃度指数）

水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標であり、pH7は中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下の数値は酸性を示す。富栄養化の進んだ水域では、藻類などの炭酸同化作用により高いアルカリ性を示すことがある。自然水のpHは、通常6.5～8.5の範囲にある。

○ppm（parts per million）

100万分の1を表す単位。1ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気1m³の中にその物質が1cm³含まれていることを示す。

○PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

環境汚染物質排出・移動登録。有害化学物質の自主管理徹底のため、企業が有害物質の排出量を行政に報告し、公表することを義務づけた法律。

○SDGs（エスディージーズ）

Sustainable Development Goals＝「持続可能な開発目標」のこと。環境・経済・社会の問題は相互に密接に関連し、複雑に絡み合っており、環境・経済・社会をめぐる複数の問題の総合的解決をめざす全世界の共通目標。2030年（令和12年）を目標年として17のゴールと169のターゲットを掲げている。

○OSS（浮遊物質量）

水中に浮遊している粒径2mm以下の小粒状物質の量のこと。水の濁りの原因となるもので、魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げたりすることによって水生植物の光合成を妨害するなどの有害作用がある。